



「県民健康管理調査」に関するお願い

～ 被ばく線量の推計には、3月11日以降の行動記録が必要です ～
 「問診票(案)」（別紙）を参考に、記録しておいてくださいますようお願いいたします。

今回の大震災に伴う原子力災害については、未だに予断を許さない状況が続いており、県民の皆様におかれましては、大変なご苦労やご心労、そして、不安を抱えていらっしゃると思います。そこで、福島県では、放射線の影響による不安の解消や将来にわたる県民の皆様の健康管理を目的とした「県民健康管理調査」を実施することとしました。

このうち、全県民の皆様(基本的に3月11日時点で県内に居住されていた方)を対象に実施する「基本調査」では、まず、皆様の3月11日～25日の行動記録を中心に、放射線による被ばく線量の推計評価等をさせていただき、その結果を皆様一人一人にお知らせいたします。外部被ばく線量は、「いつ」「どこに」「どのくらい居たか」「どのように移動したか」など、皆様の行動記録の情報に基づいてしか推計することができません。

つきましては、当時のことを思い出し、また、ご一緒に行動された方々ともご相談のうえ、「問診票(案)」（別紙）を参考に、行動を記録(メモ)しておいてくださいますようお願いいたします。

なお、すべての地域の皆様への問診票の配付は、先行調査（6月下旬から実施）の結果を踏まえ、8月以降となる予定です。

【行動記録の記載例】

・屋内の場合、コンクリート製の建物の場合はコ、木造の場合は木と記入。

	滞在場所	時刻			地名・施設名
		6	12	18	
(例)	屋内	←→	←→	←→	自宅 自宅の畑
	移動		←→		車内 避難所
	屋外		←→ 80分	←→ 90分	(体育館) コ 市 × × 町

別紙「問診票(案)」は、問診票の見本です。記録(メモ)の参考にお使いください。

後日皆様にお送りする問診票については、記載していただく内容の変更はない予定ですが、一部様式等が変更される可能性があります。

別紙「問診票(案)」は福島県(災害対策本部)のホームページからもダウンロードすることができます。(<http://www.pref.fukushima.jp/j/>)

(平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(県災害対策本部ホームページ))

> 原子力災害情報 > 県民健康管理調査について

【お問い合わせ先】

調査全般に関するお問合せ

福島県災害対策本部 救援班 県民健康管理チーム
 電話番号 024-521-8028 (8:30～19:00)
 E-mail kenkoukanri@pref.fukushima.jp

問診票の記入方法に関するお問合せ

福島県立医科大学 県民健康管理調査事務局
 電話番号 024-549-5130 (9:00～17:00 (土日祝日を除く))

「基本調査」は、平成23年3月11日時点で県内に居住されていた方が対象となりますので、県外に避難されている方も対象となります。
 問診票の送付にあたっては、皆様の現在の居住地を把握する必要があります。避難の前にお住まいになっていた市町村への連絡がお済みでない方は、お早めにご連絡くださいますようお願いいたします。

県民健康管理調査の概要

基本調査

対象者：平成23年3月11日時点で県内に居住されていた方
（県外へ避難されている方も対象となります）

方 法：問診票にご自身で記載していただきます

内 容：3月11日以降の行動記録（被ばく線量の推計評価）
食事の状況 など

実施時期：平成23年8月以降（先行調査 の状況によります）

被ばく線量の推計には、3月11日以降の行動記録が必要です！

県災害対策本部のホームページ(<http://www.pref.fukushima.jp/j/>)から、
問診票の見本を入手して、行動記録をメモしておいてください。

詳細調査

対象者：避難区域等の住民の方 / 基本調査の結果必要と認められる方

方 法：調査会場または医療機関等での健診方式

内 容：質問紙調査（生活習慣、こころの健康度 など）
身体計測、血液検査、尿検査 など

実施時期：未定（詳細が決まり次第、お知らせいたします）

先行調査

調査上の課題を明らかにし、その解決を図った上で全県的に調査を行うために、
基本調査を先行的に実施します。

対象地域：川俣町山木屋地区、浪江町、飯舘村

調査内容：基本調査と同じです。

そ の 他：対象町村と協議して、対象者を選定して内部被ばくの検査を行います。